

家電をめぐる 製品安全の取り組み

特集
1

家庭用電化製品をめぐる 法制度

中村 雅人 Nakamura Masato 弁護士

1975年弁護士登録。元内閣府消費者委員会委員長代理。欠陥商品訴訟に原告代理人として多数関与。日本弁護士連合会の製造物責任法試案作成、製造物責任法制定運動に関与。東京PL弁護団代表、PLオンブズ会議世話人



はじめに

私たちの生活は今や家庭用電化製品(以下、家電製品)抜きには成り立ちません。家電製品というと冷蔵庫やテレビを思い浮かべますが、あらゆる製品に電気が使われています。夜、真っ暗な部屋に入っても、使っていない製品のあちこちにオレンジや緑の小さな明かりが見えます。パソコン、スマホ、電話、ファンヒーター、お風呂やトイレも電気仕掛けです。しかし、便利な裏で、電気を使っている以上、あらゆる家電製品が発火事故を起こして私たちの命や財産を焼き尽くすこともしばしば起こっています。

したがって、家電製品は製造段階で安全でなければならず、法律で危害が生じないように基準を設けるなど事前規制をしています(①)。

また、製品が不良の場合、事故を起こした場合は、早く修理・回収される必要があります(②)。

さらに、消費者が購入する家電製品を選ぶために品質等の表示がされることも必要です(③)。

しかし、それでも使っているうちに事故は発生します。その場合に事故の被害者が救済されることも必要です(④)。

なお、製品はどんどん進化していますので、買い替えることもしばしばです。故障した家電製品も廃棄されます。しかし勝手に廃棄することもできません。できるだけリサイクルして地球

上の限られた資源を守ることも必要です(⑤)。

これら①～⑤の段階にそれぞれ法律がありますので、それらを説明していきます。

家電製品と法律

①事前規制に関する法律

電気用品安全法

①の製造・輸入・販売の段階の事業者に対する法律です。電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としています。皆さんは、このようなマークを見たことがありますか？

特定電気用品のマーク

特定電気用品以外の電気用品マーク



お手元の家電製品を確認してみてください。この法律で国が定めた技術基準への適合が義務づけられている商品に付けられています。

消費生活用製品安全法

消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命または身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」として政令で指定し、その製造、輸入または販売する者は、省令で定めた技術上の基準に適合していることを示す表示(PS

[Product Safety = 製品安全] C [Consumer = 消費者] マーク) を付したものでなければ、販売またはその目的で陳列できません。



②事後規制に関する法律

電気用品安全法、消費生活用製品安全法

①の事前規制で紹介した2つの法律は、万一製品が不良であったり事故を起こしたりした場合には、いち早く修理または回収することによって被害の拡大を防ぐことも定めるほか、経済産業大臣は、事業者に報告を求め、立ち入り検査をし、改善命令や危害等防止命令を発することができます。

なお、消費生活用製品安全法では事故が発生した場合は、報告することを製造業者等に義務づけ、重大製品事故については公表する制度もあります。事故情報の収集・報告の体制に不備がある事業者に対しては体制を整備するよう命じることもできます。

消費者安全法

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生または拡大の防止のための措置等を講ずることにより、関係法律措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営める社会の実現に寄与することを目的としています。

事故情報を収集し、同種製品で複数の事故例が集まったら、一刻も早く使用をやめてもらい、修理や回収に入るべきです。消費生活用製品安全法や消費者安全法では、事故情報を消費者庁に一元化することになっています。消費者庁の「事故情報データバンクシステム」*1では、誰でも事故情報を知ることができます。

しかし、幼稚園・保育園・学校や病院・介護施設などで発生した事故は、所管省庁には集ま

りますが、メーカーや消費者庁には十分に集まっていませんでした。これでは事故の予防や拡大防止に役立たせるのに、漏れが生じます。

そこで、消費者委員会は「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」*2「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」*3を^{およ}発出しました。少しずつ改善されていますが不十分に感じます。事故情報の一元化は消費者のために必要なため徹底して進めてもらいたいものです。

③表示に関する法律

家庭用品品質表示法

家電製品を含む家庭用品について、消費者が製品の品質を正しく認識し、購入する際に不測の損失を被ることがないように「使用上の注意」や「消費電力」など、消費者の選択する権利を手助けする表示事項や表示方法を定めています。

消費生活用製品安全法

この法律によるPSCマークの表示については前述のとおりです。

2007年に、経年劣化による事故の未然防止のため、長期使用製品安全点検・表示制度が創設されました。特定保守製品の製造・輸入事業者は製品に、設計標準使用期間(安全上支障が無く使用できる標準的な期間)、点検期間、点検の問合せ連絡先等を表示する義務があります。

ほかにもJISマークの産業標準化法や、国際基準のISO/IECなど、ほかの視点からも製品安全の確保を図るとともに、不当景品及び不当表示防止法(景品表示法)、「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」なども相まって製品の安全確保に努めています。

④事後救済に関する法律

製造物責任法(PL法)

家電製品を含む製造物の欠陥によって、人の生命・身体・財産が被害を受けた場合、製造業者等に損害賠償責任を負わせる法律です。責任

*1 消費者庁「事故情報データバンクシステム」 <https://www.jikojo.caa.go.jp/ai-national/>

*2 消費者委員会 https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/0212_kengi.html

*3 消費者委員会 https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2014/1104_kengi.html

の要件として製造物に「欠陥」があったことが必要です。間違った使い方をしていても事故が起こることもあるので、製造業者等に損害賠償責任を問うためには、通常の使い方をしていたのに、火災などの事故が発生したこと(通常有すべき安全性を欠いていること)の立証が必要です。

裁判例などは、消費者庁のウェブサイト*4にまとめられているので確認しましょう。

民法

それでは、製造業者ではなく家電量販店など、売主に責任を問えるのでしょうか？ これは、製造物責任法ではカバーしていません。民法が規定している債務不履行責任(415条)、売買契約上の売主の責任(562条、563条)や不法行為責任(709条)を追及するしかありません。

新しい問題

近時、多くの消費者は、ネット通販を利用しています。ネット通販で購入した家電製品が発火してやけどをした、家を焼損したという事故が実際に発生しています。

事故を起こした製品のメーカーが外国の企業で、事故後連絡を取ろうとしたけど連絡がつかない、販売した輸入業者も既に倒産していた、というケースも目立ちます。

このようなケースでは、通販サイトが責任を取ってくれるのでしょうか？ 通販サイトの中でも、モールと類されるネット上の市場を提供する事業者は、デジタルプラットフォーム（以下、DPF）といい、取引の場を提供しただけで、契約上の売主ではなく、メーカーでもありません。そうなると、現在の製造物責任法も、民法も適用されません。今やネット通販で物を買うほうが多い時代になりました。なのに、DPFには何もいえないのでよいのでしょうか？ 国もこの問題に取り組み始め、2021年の通常国会において、消費者が困らないようにDPFに対し、市場に出店する事業者のチェックを義務づける(努力義務)内容を定めた法律が成立しま

した。

しかし、事故が発生した場合の損害賠償責任までは定められず、今後の課題となっています。

⑤地球環境問題に関連する法律

人類は、地球から石油や石炭を採掘して生活するために消費してきました。しかし資源は無限ではありません。石油製品のプラスチックを使用した家電製品を次々とゴミとして廃棄し続けていてよいはありません。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ[ブラウン管、液晶・プラズマ]、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するためにこの法律が定められています。

消費者の皆さんへ

まず、安全な製品を選ぶことが大切です。前述の各種マークを確認するとよいでしょう。

また、自分で買わなくても、他人から製品を譲り受けることもあります。既にリコール届けが出されているのに、知らずに譲渡されることもあり得ます。例えば実家の製品を持ち出して使うこともあるかもしれません。このような場合、消費者庁のリコール情報サイト*5をぜひ確認してください。相談先情報や、海外のリコール情報のリンクも掲載されています。

そして、事故を経験したらメーカーや行政機関に知らせること。そのためには、各自治体にある消費生活センターに相談しましょう。同種の事故情報が集まることでリコールにつながり、被害の拡大防止につながります。あなたの行動が、ほかの人の命や財産を守ることにつながるのです。

*4 消費者庁「製造物責任(PL)法に基づく訴訟情報の収集」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act/

*5 消費者庁「リコール情報サイト」 <https://www.recall.caa.go.jp/>